次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的記録） **第二条**　法第四条第二項に規定する経済産業省令で定める電磁的記録は、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。	（電磁的記録） **第二条**　法第四条第二項に規定する経済産業省令で定める電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

（商店街振興組合法施行規則の一部改正）

第三十一条　商店街振興組合法施行規則（平成十九年経済産業省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二条　法第二十一条第三項（法第三十五条第八項において準用する場合を含む。）に規定する経済産業省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2　［略］ （電磁的記録） **第十一条**　法第四十八条第六項に規定する経済産業省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。	**第二条**　法第二十一条第三項（法第三十五条第八項において準用する場合を含む。）に規定する経済産業省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2　［略］ （電磁的記録） **第十一条**　法第四十八条第六項に規定する経済産業省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

備考　表中の［　］は注記である。

（輸出入取引法施行規則の一部改正）

第三十二条　輸出入取引法施行規則（平成十九年経済産業省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的方法） **第八条**　法第十九条第一項において準用する協同組合法第十一条第三項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第二十七条第八項において準用する場合を含む。）に規定する経済産業省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2　［略］	（電磁的方法） **第八条**　法第十九条第一項において準用する協同組合法第十一条第三項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第二十七条第八項において準用する場合を含む。）に規定する経済産業省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

（株式会社海外需要開拓支援機構法施行規則の一部改正）

第三十三条　株式会社海外需要開拓支援機構法施行規則（平成二十五年経済産業省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（書面をもって作成された議事録の備置き及び閲覧等における特例） **第四条**　法第十八条第八項の議事録が書面をもって作成されているときは、株式会社海外需要開拓支援機構（以下この条において「機構」という。）は、その書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた	（書面をもって作成された議事録の備置き及び閲覧等における特例） **第四条**　法第十八条第八項の議事録が書面をもって作成されているときは、株式会社海外需要開拓支援機構（以下この条において「機構」という。）は、その書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた